

# 教育民生委員会記録

開会年月日	令和元年 12 月 13 日		
開会時刻	午前 10 時 00 分		
閉会時刻	午前 11 時 42 分		
出席委員名	◎福井輝夫	○吉井詩子	中村 功 上村和生
	北村 勝	野崎隆太	吉岡勝裕 中山裕司
	世古 明 議長		
	なし		
欠席委員名	なし		
署名者	中村 功 上村和生		
担当書記	野村格也		
審査案件	議案第 52 号	令和元年度伊勢市一般会計補正予算（第 6 号） （教育民生委員会関係分）	
	議案第 53 号	令和元年度伊勢市国民健康保険特別会計補正予算 （第 1 号）	
	議案第 54 号	令和元年度伊勢市後期高齢者医療特別会計補正予算 （第 1 号）	
	議案第 55 号	令和元年度伊勢市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	
	議案第 57 号	令和元年度伊勢市病院事業会計補正予算（第 1 号）	
	議案第 60 号	伊勢市附属機関条例の一部改正について	
	議案第 63 号	伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の運営に関する基準に関する条例の一部改正につい て	
	議案第 64 号	伊勢市を美しくする条例の一部改正について	
	議案第 67 号	尾崎罌堂記念館の指定管理者の指定について	
	議案第 68 号	伊勢市障害児放課後等支援施設の指定管理者の指定 について	
議案第 69 号	伊勢市離宮の湯の指定管理者の指定について		
議案第 75 号	市有財産の取得について		
説明員	教育長、事務部長、学校教育部長、学校教育課長、		
	学校教育課副参事、文化振興課長、学校統合推進室長、		
	建築住宅課副参事		
	健康福祉部長、健康福祉部次長、健康福祉部参事、		
	こども発達支援室長、こども課長		
	環境生活部長、環境生活部参事	ほか関係参与	

## 審査経過

福井委員長が開会を宣告し、会議成立宣言の後、会議録署名者に中村委員、上村委員を指名した。その後、直ちに議事に入り、去る 12 月 9 日の本会議において審査付託を受けた「議案第 52 号 令和元年度伊勢市一般会計補正予算（第 6 号）中、教育民生委員会関係分」外 11 件を審査し、すべての議案について原案どおり可決すべしと決定し、委員長報告文の作成については、正副委員長に一任することで決定した。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午前10時00分

### ◎福井輝夫委員長

ただいまから教育民生委員会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立いたしております。

これより会議に入ります。

会議録署名者 2 名は委員長において、中村委員、上村委員の御両名を指名いたします。

本日、御審査いただきます案件は、去る 12 月 9 日の本会議におきまして、教育民生委員会に審査付託を受けました 12 件であります。

案件名については、審査案件一覧のとおりであります。

お諮りいたします。

審査の方法については委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ◎福井輝夫委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

なお、委員間の自由討議については、申し出がありましたら、随時行いたいと思いますので、よろしくお願いたします。

## **【議案第 52 号 令和元年度伊勢市一般会計補正予算（第 6 号）（教育民生委員会関係分）】**

### ◎福井輝夫委員長

それでは、「議案第 52 号 令和元年度伊勢市一般会計補正予算（第 6 号）中、教育民生委員会関係分」を御審査願います。

補正予算書の 30 ページをお開きください。30 ページから 41 ページの款 3 民生費を款一括で御審査願います。なお、民生費のうち当委員会の審査から除かれるのは 38 ページ、項 5 人権政策費です。

御発言はありませんか。

北村委員。

### ○北村勝委員

おはようございます。すみません、それではですね、35 ページの子ども発達支援費の 2 番目ですね、こども発達支援施設管理運営事業についてお聞きしたいと思います。

まず、障害児童支援の拡充を図るためにおおぞら児童園の新築工事をしていただくということで、11月19日の教育民生委員会で議論をされ、建物の面積773平米、建設工事が約3億円というふうになっております。今回この補正です、1億2,297万5,000円ですか、どのところまで進められるのか、ちょっと確認の意味でお聞きしたいと思います、お願いします。

◎福井輝夫委員長

こども発達支援室長。

●岩佐こども発達支援室長

今回の補正の中で建設費の一部の金額を計上しております。あと残りの分につきましては債務負担という形をとらせていただきまして、次年度の予算要求をさせていただきたいというふうに考えております。

◎福井輝夫委員長

北村委員。

○北村勝委員

はい、わかりました。そしてですね、その中でおおぞら児童園、現在から拡充していただくということだと思っておりますけども、そういった機能拡充に関してですね、どのような形のものか再度ちょっと確認をさせていただきたいんですけども、少し御説明をお願いできませんでしょうか。

◎福井輝夫委員長

こども発達支援室長。

●岩佐こども発達支援室長

施設の拡充に伴いまして、機能的にも充実強化をしていきたいと思っております。現在の療育に加えまして、児童発達支援センターということで、障害児計画の中でも平成32年度中に施設を1カ所ということで目標を挙げておりますが、その実現に向けまして児童発達支援センターとして位置づけていきたいというふうに考えております。

それで、地域の事業者の中で中核的な機能を担うというところで、市内地域にあります療育をする事業所に対しまして研修会をしたりとか、あと顔の見える関係を築いていくというところで関係者会議等をして、地域の療育の質の向上を目指しての取り組みも進めていきたいというふうに考えております。

◎福井輝夫委員長

北村委員。

○北村勝委員

はい、ありがとうございます。平成 29 年度ですかね、この周辺地域ですが特に療育を以前からも充実してもらっていたと、さらにいろいろな充実を図っていただく中で、県内です、津地区にあすなろ学園とか津地区のそういった療育施設がですね、ちょっと遠いところになったということで、伊勢市の周辺地域の方も特に利用をしたいというような声も伺ったりしました。今回、当然今までも利用していただいている環境はあったわけなんですけども、そういった配慮といいますか、周辺地域の療育機能の利用ということに関して、今回も同じような形でですね、そういった拡充を進めてもらうのかそこら辺ちょっとお聞かせください。

◎福井輝夫委員長

こども発達支援室長。

●岩佐こども発達支援室長

三重県立の子ども心身発達医療センターのほうがちよっと伊勢市からは遠方になったというところで、医療の部分でございますが、伊勢市の方に関しましてもちよっと遠くなったので、医療に通うのがちよっと大変になったっていうお声は届いております。おおぞら児童園のほうは療育っていうところで診断の有無は関係なく、お子さんの状況に応じてっていうことで必要な療育をしていくっていうところでございますが、受診待ちということも出てきておりますので、受診までの間、お子さんの状態に応じての保育所等での対応の仕方を一緒に考えていったりとか療育をしていくっていうところでさらに充実を、強化をしていきたいというふうには考えております。

◎福井輝夫委員長

北村委員。

○北村勝委員

それともう一点ですね、この周辺地域の利用ということも考えられるということで、定住自立圏構想の中で進められると伺っております。そういった意味では費用分担っていいですかね、そういった周辺地域の自治体からもそういった費用に関しての御協力というのはやっぱり必要かなと思うんですけど、そういったところに関してどうでしょうか。

◎福井輝夫委員長

こども発達支援室長。

●岩佐こども発達支援室長

今年度も関係の市町とは会議のほうを持っております。その中で建物の建設費に関しまして一部御負担をいただきたいということと、今後ずっとなんですけども、事業費ということでランニングの費用の部分も一部関係市町のほうで人口割という形で御負担を、協力をお願いしていきたいというふうには考えております。

◎福井輝夫委員長  
北村委員。

○北村勝委員

わかりました。是非そういったところで諮っていただいでですね、とにかくこのセンターの拡充、機能をますます地元で発揮していただくことを期待しておりますので、とにかくこの地域への説明もそれから配慮も含めてですね、しっかりお願いして建設整備のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

◎福井輝夫委員長

よろしいですか。

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御発言もないようですので、款 3 民生費の審査を終わります。

次に 42 ページをお開きください。42 ページから 45 ページの款 4 衛生費を款一括で御審査願ひます。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御発言もないようですので、款 4 衛生費の審査を終わります。

次に 70 ページをお開きください。70 ページから 81 ページの款 11 教育費を款一括で御審査願ひます。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御発言もないようですので、款 11 教育費の審査を終わります。

以上で、議案第 52 号中、教育民生委員会関係分の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 52 号 令和元年度伊勢市一般会計補正予算（第 6 号）中、教育民生委員会関係分」については、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

## 【議案第 53 号 令和元年度伊勢市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）】

◎福井輝夫委員長

次に、「議案第 53 号 令和元年度伊勢市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）」を御審査願います。

91 ページをお開きください。91 ページから 113 ページです。本件については一括で御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御発言もないようですので、以上で議案第 53 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 53 号 令和元年度伊勢市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）」については、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

## 【議案第 54 号 令和元年度伊勢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）】

◎福井輝夫委員長

次に、「議案第 54 号 令和元年度伊勢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」を御審査願います。

115 ページをお開きください。115 ページから 127 ページです。本件についても一括で御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御発言もないようでありますので、以上で議案第 54 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 54 号 令和元年度伊勢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」については、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

### 【議案第 55 号 令和元年度伊勢市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）】

◎福井輝夫委員長

次に、「議案第 55 号 令和元年度伊勢市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）」を御審査願います。

補正予算書の 129 ページをお開きください。129 ページから 143 ページです。本件についても一括で御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御発言もないようでありますので、以上で議案第 55 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 55 号 令和元年度伊勢市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）」については、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

### 【議案第 57 号 令和元年度伊勢市病院事業会計補正予算（第 1 号）】

◎福井輝夫委員長

次に、「議案第 57 号 令和元年度伊勢市病院事業会計補正予算（第 1 号）」を御審査願います。

157 ページをお開きください。157 ページから 167 ページです。本件についても一括で御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御発言もないようでありますので、以上で議案第 57 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 57 号 令和元年度伊勢市病院事業会計補正予算（第 1 号）」については、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

### 【議案第 60 号 伊勢市附属機関条例の一部改正について】

◎福井輝夫委員長

次に、条例等議案書の 1 ページをお開きください。1 ページから 6 ページの「議案第 60 号 伊勢市附属機関条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

北村委員。

○北村勝委員

すみません、この点です、1 点だけ少しお聞かせ願いたいと思います。この附属機関条例の中でですね、伊勢市の小中学校の学期制のあり方検討ということで、現在の検討していただくということの内容かと存じます。そこでですね、この前も少し聞かせいただいたところもあるんですけども、この内容見ると 10 人以内で検討委員会を持ってですね、いろんな議論を進めていただくということなのだろうかと思いますが、どのようなタイムスケジュールでですね、行っていただくのか少し聞かせていただければと思いますのでお願いいたします。

◎福井輝夫委員長

学校教育課副参事。

●大島学校教育課副参事

条例改正をお認めいただきましたならば、今年度中に検討委員会を立ち上げさせていただき、検討を重ねていただき、来年度中には答申をいただきたいと考えております。来年度中に答申をいただきましたならば、その答申の具体的な反映について、年間計画や行事の時期の見直しなど、さまざまな調整を行う必要があれば、そのようなことを考えていくということで、来年度中には答申をいただきたいと考えております。以上でございます。

◎福井輝夫委員長

北村委員。

○北村勝委員

そうするとですね、当然この名前からしますと学期制ということに限ってですね、検討されるのかなと。もし仮にほかの部分も検討するというのがまたあれば、そういった学期制以外に学期の中の、例えば土曜授業をどうするかとか、そういったところも含めてやら

れるのか、まず大枠が決まらないといけないと思うんですけども、ちょっとそこら辺がもし今の段階でですね、構想があれば少しお伺いできませんでしょうか。

◎福井輝夫委員長

学校教育課副参事。

●大島学校教育課副参事

まずは現在2学期制をしておりますので、その現状把握、そして課題の洗い出し、課題解決に向けての話し合い、そして方向性ということで考えておりました、その中に課題等の中にさまざまな内容も含まれてくるかとは思いますが、まずは学期制についての御意見または方向性の答申としていただければと思っております。以上でございます。

◎福井輝夫委員長

北村委員。

○北村勝委員

ありがとうございます、わかりました。そうするとですね、来年度中に検討いただいて、当然今の現状または新たな3学期も含めてですね、検討していただくという形になるかと思っておりますので、そういった準備期間を含めると、単純に検討した結果が準備も含めると令和4年4月に向けてという理解でよろしいでしょうか。

◎福井輝夫委員長

学校教育課副参事。

●大島学校教育課副参事

方向性としての答申をいただいた場合、変更であればそのようなスケジュール、現状のとおりでということであれば、答申後も現状の学期制を続けていくというふうになるかと考えております。以上でございます。

◎福井輝夫委員長

よろしいですか。

ほかに、野崎委員。

○野崎隆太委員

今ちょっと御答弁いただいとってですね、答申の話があったんですけども。今のお話からすると、何かこの答申が出てきたらそれが決定事項になるような雰囲気やったんですけども、これが例えば議会に提出されたりだとか、もしくは市長部局の中で取り扱いすとか、そういう話になるんじゃないかと思うんですけども、その辺だけもう一度御答弁いただいとよろしいですか。

◎福井輝夫委員長  
学校教育課副参事。

●大島学校教育課副参事

答申をいただいたことを受けて、話し合いまたは報告をさせていただきながら、実際の動きまたは今後どうなっていく、どうしていくのかということの検討に入っていきたいと考えております。以上でございます。

◎福井輝夫委員長  
野崎委員。

○野崎隆太委員

おっしゃるとおり、当然ながらここの検討委員会は、あくまでもその諮問機関として検討されるだけという失礼かもしれませんが、なのでそこには当然議会の意思をどういうふうに反映していただくとか、そういった視点も僕は必要だと思っておりますので、必ずしもここの検討の結果が全てではないということだけは、私のほうからですけども、という認識で僕らいるということだけは御理解いただければと思います。結構です。

◎福井輝夫委員長  
よろしいですか。  
他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長  
他に御発言もないようですので、以上で議案第 60 号の審査を終わります。  
続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長  
ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 60 号 伊勢市附属機関条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長  
御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

**【議案第 63 号 伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に関する条例の一部改正について】**

◎福井輝夫委員長

次に、45 ページをお開きください。45 ページから 52 ページの「議案第 63 号 伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に関する条例の一部改正

について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御発言もないようですので、以上で議案第 63 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 63 号 伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に関する条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

## 【議案第 64 号 伊勢市を美しくする条例の一部改正について】

◎福井輝夫委員長

次に、53 ページをお開きください。53 ページから 68 ページの「議案第 64 号 伊勢市を美しくする条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

それではこの条例につきまして、幾つかお尋ねをさせていただきたいと思えます。この路上喫煙の関係に関しましては一般質問もさせていただき、また先日の協議会、またパブリックコメント等の御意見もいろいろお聞かせをいただいております。

そんな中でこの路上喫煙の防止に関する条例に、美しくする条例に変えていくということで、この関係では県内 4 番目ということになりますけども、その辺につきましては評価をしていきたいと思っております。

その中でいくつか何点か、もう一度この条例の文章につきましてお尋ねをさせていただきたいと思えます。このまず目的のところですね、公共の場所での喫煙の被害の防止を図りということ、私もこの一般質問等の中で受動喫煙の防止ということをお文化してはどうかというふうな提案もさせていただき、その辺はどうなんかなんかということをお尋ねさせていただきました。またパブリックコメントの中でも、そういった御意見も頂戴しておるわけですが、この喫煙の被害による防止を図りというものの、この目的の範囲、それにつきましてどの辺まで考えているのか、まずはお尋ねさせていただきたいと思えます。

◎福井輝夫委員長  
環境生活部参事。

●出口環境生活部参事

すみません、先ほど目的にありましたところがございますけども、そういうところで、例えばたばこの火の飛翔の防止とかいう形の被害もありますので、そういう観点の中で副次的にですね、受動喫煙の観点からも入っておるといって考えております。以上でございます。

◎福井輝夫委員長  
吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

それも含めてということで、できれば文章にして欲しかったなという気持ちは私もあるんですけど、それも含んでいるということで理解をさせていただきたいと思います。

次に、第3条の市の責務というところで、市は喫煙に関するマナーの啓発、またポイ捨て、路上喫煙の防止に関する施策を講じていくということでありましてけれども、もう少し具体的に考えているところをお聞かせいただけたらと思います。

◎福井輝夫委員長  
環境生活部参事。

●出口環境生活部参事

具体的には市の広報でありますとかホームページ上での啓発、あとはですね、エリア内での看板、またパンフレット等考えております。また定期的にですね、禁止区域のパトロールも考えております。以上でございます。

◎福井輝夫委員長  
吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

定期的なパトロールということで今、お聞かせをいただきました。その中で第11条、62ページになりますけれども、路上喫煙、違反をしている者に対しては、喫煙をやめるように指導ができるということで、いろいろこれまでも過料の件でいろんな御意見を伺っておりますけれども、その定期的なパトロールをすることでありまして、この条例でいきますと指導するだけということで、他の過料を取るところはそれによって指導されても、違反した場合は過料をとるといって文章が入ったりしてるわけですけども、そこらへんの方法等、もう少し聞かせていただけたらと思います。

◎福井輝夫委員長  
環境生活部参事。

●出口環境生活部参事

過料の話につきましては、一般質問でありますとか協議会の中でいろいろ御意見をいただいているところでございます。それを含めまして、審議会の中でも御議論をさせていただいて、過料を取る取らんという話も出てきておりました。最終的にはまずはマナーから始まって、それがまたひどい状況であったというところになればですね、過料も考えていきたいと考えています。以上でございます。

◎福井輝夫委員長  
吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

はい、わかりました。その辺はまずはマナーアップからということで、今後ということですので、その辺はまたちょっと見ていきたいというふうに思います。

もう一つ、路上喫煙対策審議会につきまして、もう少し聞かせていただけたらと思います。これも協議会でいくつか久保委員等からも質問もさせていただいておりました、大体のことは把握させていただいております。今回その附属機関条例のほうからこの条例ができるのでということで、この条例の中へ含まれるということでもありますけれども、10人以内ということになっております。学識経験者と云々と五つの項目からメンバーを上げていただくということですが、現在こういった人数構成になってますでしょうか。もう一度聞かせていただけたらと思います。

◎福井輝夫委員長  
環境生活部参事。

●出口環境生活部参事

今の現状としましては、この前の答弁では5人と言っていましたけど、今6人です。学識経験者では皇學館大学の教授さん、それから観光協会、それと商工会議所、総連合自治会のメンバーさん、それと県の職員、あとですね、商店街連合会の方という形になります。以上でございます。

◎福井輝夫委員長  
吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

はい、ありがとうございます。今6人ということで、先日委員の質問の中でもいくつか答えていただいて、今喫煙者がその中に一人と非喫煙者がそれ以外という形だったというふうに思うんですけども、先日公共交通の研修会に行ったときに、公共交通の審議会し

たときに、全て委員さんは車に乗られてる方で、誰も公共交通を使っているような方がほとんどいなかったなっていうふうな審議会があったなんていうことも聞かせていただきました。

特にこのたばこの関係は、たばこを吸う人吸わない人によって、感じ方が大変違うんじゃないかなというところもありますので、そしてまた、たばこを吸う人は灰皿の位置がどうであるとかそういったところもチェックできたり、また地元の人ほどの辺がそういった方がいるとか、そういったことも把握されているということもありますので、しっかり現場も見た中で、そしてまた喫煙者・非喫煙者両方の意見を取り入れていくような形の審議会等作っていく必要があるのではないかと思います、その辺の考え方につきまして、もう一度お尋ねさせていただきたいと思います。

◎福井輝夫委員長

環境生活部参事。

●出口環境生活部参事

今回の条例の中でその他市長が必要と認めるものということもございますので、その辺ちょっと検討したりしたいと考えています。以上でございます。

○吉岡勝裕委員

以上です。ありがとうございます。

◎福井輝夫委員長

よろしいですか。

他に御意見ないですか。

◎福井輝夫委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

すみません、これもう散々聞いた話なんで簡単に3点だけお聞かせください。

まず1点目なんですけども、これ協議会の中でも言わせていただきましたし、先日の議会報告会の中でも実は、もう少しエリアを拡大するべきじゃないかというような意見がございました。これは市民側からでございます。で、そのところで同じように、この路上喫煙の禁止区域から一歩外れたところでたばこを吸われる恐れもやっぱりあるんで、もう少しちゃんとしてほしいと。点じゃなくて面でちゃんと考えるべきだという形で御意見をいただいたところでございます。その中で見直しの時期についてどのように考えているかだけちょっとお聞かせください。

◎福井輝夫委員長

環境生活部参事。

● 出口環境生活部参事

審議会開かさせて、施行させていただいて、状況も見ながら審議会の意見をいただきながら進めていきたいと考えています。目途ってというのはちょっとまだいつっていうことは考えておりませんが、状況も見ながらやっていきたいと考えています。

◎ 福井輝夫委員長

野崎委員。

○ 野崎隆太委員

わかりました。これはあくまでも意見ですけども、全国的にもここでも紹介させてもらいましたが、路上喫煙全面禁止という区域が全国的にもふえてきております。最終的に目指す姿はそっちの方だと僕は思っていますので、それだけちょっと御意見ですけど言わせてもらいます。

もう一点、先ほど少し審議会の意見がありましたけども、これは確認なんですけども、前ここでも言わせてもらいましたけれども、たばこ組合であるとか、たばこの事業関係者からの意見を聞くっていうのは、基本的にたばこの喫煙の枠組条約で禁止されてるということは御理解をいただいていますよね。そこだけちょっと御答弁ください。

◎ 福井輝夫委員長

環境生活部参事。

● 出口環境生活部参事

これ2月でしたかね、委員のほうから御案内ございましたので、審議会のメンバーにも入ってございませんし、その辺は十分承知しておるところでございます。以上でございます。

◎ 福井輝夫委員長

野崎委員。

○ 野崎隆太委員

最後にもう一点だけ。これ本会議でも少しそういった発言があったり、今の議論の中であつたんですけども、今回健康増進法とかですね、この受動喫煙の関係の法律が改正されたときのキャッチコピーって御存知ですか。マナーからルールへというのが大きなキャッチコピーというのは恐らく知っている方も何人かいるんじゃないかなと思うんですけども、この議案の中にも先ほどの御答弁の中にもずっと、本会議の一般質問の中でもずっと、当局側からマナーという言葉が出てきてるんですけども。実際にマナーからルールへというような標語を使って、これからは受動喫煙の防止はすべてルールに変わるので、法改正によって罰則がつかますとか、この庁舎もこういったことも含めて、すべてルール化されますというのが今回の改正の大もとというか根本なので、マナーという御答弁をいただく

のはちょっと僕は根本を理解してないんじゃないかなっていうふうにも感じてますので、その辺きちっと、どちらかという健康の部分かもしれませんが、環境、今回御答弁いただいているのも環境なので、健康の部門とかとも御協議いただいて、今回マナーの改正じゃなくて、あくまでもルール化するのが目的だということだけはちょっと御認識をいただければと思います。もう結構です。

◎福井輝夫委員長

よろしいですか。

他に御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

発言もないようですので、以上で議案第 64 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 64 号 伊勢市を美しくする条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

### 【議案第 67 号 尾崎号堂記念館の指定管理者の指定について】

◎福井輝夫委員長

次に、78 ページをお開きください。78 ページから 79 ページの「議案第 67 号 尾崎号堂記念館の指定管理者の指定について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

野崎委員。

○野崎隆太委員

ちょっとこの項で幾つかお聞かせをください。

今回ですね、号堂香風さんが 5 年間という期間で少し長期の指定管理となるわけですが、まずですね、これ、選定された理由というのは、市長の議会での御説明の中でもあったんですけども。現在のこれ、今指定管理の期間が結構あったはずなので、その間ですね、経営の状況であるとか、来場者の推移が上がっているのか下がっているのかとかそのあたりを少しお聞かせください。

◎福井輝夫委員長

文化振興課長。

●山口文化振興課長

それでは尾崎罌堂記念館の指定管理についてお答えいたします。こちらの指定管理につきましては平成 22 年から行っておりまして、まず入館者数の推移ですけれども、平成 22 年当時 2,500 人から始まりまして、平成 27 年 3,700 名、この時は特別企画展を催したこともありましてピークがありまして、その後平成 28 年が 2,000 人、平成 29 年が 2,100 人、平成 30 年が 1,800 人と、ここ最近は少し減少しております。ただ、今年度につきましては、旅行会社等へ P R をしたこともあり、12 月 12 日現在で 2,100 人ということで、ここ 3 年間においては、年間の入館者数をクリアしている状況であります。以上であります。

◎福井輝夫委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

今の旅行会社の話が教育委員会側の御努力なのか、それとも指定管理者の御努力なのかちょっとわからなかったんですけども。これ、今回の指定管理の 5 年間というのをある意味これ随意契約なので、するに当たってですね、全国的に見てここの施設は該当しないとは思ってますけども、指定管理料ゼロという施設もございます。これは私ども視察に行った施設でも近年ございましたし、商業的な意味合いを持ったものであれば指定管理料ゼロっていうのを目指すこともできますし、当然ここの施設も指定管理料を下げる計画を 5 年間の中で出させるべきだと僕は思っております。当然それは同じように入場者数を上げる計画であるとか、入場料収入を上げる計画であるとか、それが議論された上でここに出てくるべきだと思ってるんですけども、これは今回の指定に当たってですね、そのあたりの計画というのは提出をされてるんでしょうか。

◎福井輝夫委員長

文化振興課長。

●山口文化振興課長

はい、尾崎罌堂記念館の次期指定につきまして、事業計画を作成しております、入館者数でいきますと具体的な数字ではございませんが、前年より増ということでありまして、また入館料につきましては 5 年間の間に 1 万円ほどふやす、入場者料大人 100 円ですので、人数に換算すると 100 人ふやすというような計画を挙げていただいております。以上です。

◎福井輝夫委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

5年間で100人という話ですか。もう一回御答弁いただきたいんですけども、5年間で100人しかふやさないって話ですか。今1万円って金額がありましたけど、5年間で1万円分だけ収入を上げるという計画で良しとされたということですか。

◎福井輝夫委員長

文化振興課長。

●山口文化振興課長

ただいま説明したのは5年間で1万円で、入館料から換算すると100人の増ということであるんですが、ここ最近団体客の方が減っておりまして、それに対して先ほど説明した旅行会社、バス会社へのPRを打ったりとか、こちらは記念館、指定管理者のほうで行っていただいております。そういうところで増加に向けた努力はしていただいております。以上です。

◎福井輝夫委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

今回の指定管理者の選定はあくまでも随契の5年という話なので、その間にどういふふう指定管理料を下げるかというのは、教育委員会側がある程度考えてこの団体が適切か不適切かって、それだけじゃないにしてもいろんな理由があつてですね、適切って判断をするのかもしれないんですけど、今の1万円って話を聞いたときには子供の話じゃないんだからと言うとあれですけども、もう少しきちとした話をされるべきじゃないかなと思っております。

これ指定管理料を減額、例えば徐々に減額させるであるとか、最終的にはどのあたりを目指しているかどうか、そのあたりというのは教育委員会中で持っているんでしょうか。

◎福井輝夫委員長

文化振興課長。

●山口文化振興課長

はい、ここ10年ほど推移を見てますと2,500人前後で推移しておりまして、平成27年度3,700名と答えましたが、そのときは市政10周年記念の特別展を開催したりしたこともありまして、その後遷宮の後、少しずつ下がったりとか、団体が外宮のほうへ流れていったりとかいうような話も旅行会社のほうから聞いていたりしておりまして、当然ふやす努力はしていただかないかんわけですし、市としましても増加に向けていろんな策、伊勢まるごと博物館めぐりとか、そういう増加に向けてのPRはさせていただいておりますが、次期指定についての計画としては、数値としては先ほど答えたとおりでございますが、

それ以上の努力をして増加には努めたいというふうに考えております。以上です。

◎福井輝夫委員長  
野崎委員。

○野崎隆太委員

この努力に向けたいと考えているのではなくて、要はこの指定管理者が今回出してきた計画で納得ができるものが出てきているかどうかという話をしている話なので、これから正直言うと先の話じゃなくて、これを出してくる時点で本当はそれがあってもいいんじゃないかなという話でございます。あと、残していかなきゃいけない施設なのかもしれませんけども、実際5年間という期間なので、ここで1回指定管理者の議案が通ったからその後ゆっくりできるという話でもなく、そこから先は各管理者の努力で上げてってもらわないけませんし、市としては仮に入館料以外の収入の方法を考えることを管理者に求めてもいいわけで、そういったことも含めていろんな意味で、ある意味これが市の財産になるような、大きな財産になるような形をやっぱり考えていくべきかなと思っております。

外宮に人が流れててとかそういう話じゃなくて、ここ自体の目的地化することが本来この会館の役割だと思いますので、そういったことも含めて周りの状況がどうだからってというような言い訳をこう重ねられましても、800万人来ている所が750万人になったときに世情でっていうのはわかるんですけども。申し訳ないですけどたった3,000人がピークでそれが今2,100人しか来てない話なので、これ外宮に人が流れているとかそういう話じゃなくて、元々少ないところでそれを世情のせいにするのは僕はよくないと思います。あんまりその世の中の流れが関係ない程度の人数なのでこれ、1日に換算すると本当10人とかその単位の話なので、全然その世情の話では僕はないかなと思います。

なのでもう少し今回の議案にどうのこうのとこれ以上言いませんけども、これから他の部署も含めて、指定管理、この長期の5年というのをを出してくるときには、最終的に市がどういうふうな5年後ゴールを見つけているかでも、しっかりと特にこれ随契の場合、プロポーザルでなければ出させるべきかなと思っております。そうでなければ、もう少し公開のプロポーザルをふやしてもいいんじゃないかなということだけ申し上げまして、僕の御意見とさせていただきます。もう結構です。

◎福井輝夫委員長  
他に御発言ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長  
他に発言もないようですので、以上で議案第67号の審査を終わります。  
続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長  
ないようですので、以上で討論を終わります。  
お諮りいたします。「議案第67号 尾崎罌堂記念館の指定管理者の指定について」は、

原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

### 【議案第 68 号 伊勢市障害児放課後等支援施設の指定管理者の指定について】

◎福井輝夫委員長

次に、80 ページをお開きください。80 ページから 81 ページの「議案第 68 号 伊勢市障害児放課後等支援施設の指定管理者の指定について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御発言もないようですので、以上で議案第 68 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 68 号 伊勢市障害児放課後等支援施設の指定管理者の指定について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

### 【議案第 69 号 伊勢市離宮の湯の指定管理者の指定について】

◎福井輝夫委員長

次に、82 ページをお開きください。82 ページから 83 ページの「議案第 69 号 伊勢市離宮の湯の指定管理者の指定について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御発言もないようですので、以上で議案第 69 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 69 号 伊勢市離宮の湯の指定管理者の指定について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

### 【議案第 75 号 市有財産の取得について】

◎福井輝夫委員長

次に、追加で配付されました議案書の4ページをお開きください。

4ページから7ページの「議案第75号 市有財産の取得について」を御審査願います。  
御発言はありませんか。

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

すみません、少しお尋ねさせていただきます。いろいろと御議論をこれまでもいただいております、少しだけ確認をさせていただきたいと思います。

先日お伊勢さんマラソンがありまして、ちょうど私ここが駐車場の指定になりましてここへ止めさせていただきました。改めて感じたんですけども、この駐車場が平地という形の表現をなされているんですけども、北側と南側の高低差が相当あるなというふうに実感をしました。ぱっと見て恐らく3メートル近く北側と南側で高低差があるのではないかなと思うんですけども、そこら辺の影響があるのではないかと、結構土盛らないかんと違うかなというふう思うんですけども、そこら辺はどのように考えているのかちょっとお尋ねをしたいと思います。

◎福井輝夫委員長

学校統合推進室長。

●丸山学校統合推進室長

委員仰せのとおり、現地のほうは傾斜のほうがついてございますので、これから設計をしていく中でですね、ある程度造成はしていく必要があるかと思っておりますので、全部フラットにするのか、ある程度段差をつけるかっていうところはですね、費用対効果も考えながら検討してまいりたいと思います。以上でございます。

◎福井輝夫委員長

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

その辺の工法につきましては、またそういった御議論いただきたいと思いますが、中学校、小学校、保育園とこう段差をつけるのか、何らかの形でその辺をしていかないといけないなというふうにとちょっと感じました。

もう一つ感じたのがそこへ止めさしてもらったときに下の砂利を見たんですけども、

きれいな砂利ばかりではなくて、殻というんですか何か産業廃棄物のような、結構瀬戸物の破片なんかはかなりばらばらとたくさん見受けられました。ちょっとその辺の撤去費等も必要になってくるのかなというふうに考えたりもしたんですけども、その辺の土壌といいますか、そのへんはどのような形で考えているのか、調査しているのであればその辺のことも教えていただけたらと思います。

◎福井輝夫委員長

建築住宅課副参事。

●宮瀬建築住宅課副参事

現地の状況につきましては、山を削って整地をした後にそのでこぼこはならずということで、へこみの部分に少し土が入っているような状況でございます。状況につきましても確認をさせていただいておりますけれども、現状では特に問題はないと考えております。今後ですね、整備を進める上で使用に支障が出ませんように、設計施工のほうをさせていただきたいと思っております。以上です。

◎福井輝夫委員長

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

わかりました。ありがとうございます。以上で終わります。

◎福井輝夫委員長

上村委員。

○上村和生委員

今までもいろいろと議論がありまして、前回の11月19日のときにですね、学校統合推進室長のほうから説明がありましたけれども、その中で言われとったのが所有者は当初から平地と山林を一体とした売買を希望されており、私どもとしては何とか平地のみで合意をということで進めてきたけれどもということで、なかなか条件が折り合わず、整備スケジュールが遅れ、財源にも影響が生じる恐れがあることから総合的に判断をし、今回の提案となったというような説明があったと思うんです。この財源に影響が生じる恐れがあるということは、これは何らかの期限がある起債なり何なりということなんかなというふうに私は思うんで、その辺ちょっと説明をお願いしたいなと思います。

◎福井輝夫委員長

学校統合推進室長。

●丸山学校統合推進室長

二見の小中学校を建設、整備するに当たりましては、今のところ国の負担金のほうを

財源として検討しております。その負担金と申しますのは、二見の二見小学校と今一色小学校が統合によりまして校舎建設をする際には、国からの負担金が下りるというものでございますが、こちらにつきましては、統合後おおむね6年以内であれば受けられるということでございますので、二つの小学校が統合いたしました平成29年度からの6年ということになりますと令和5年ということになってまいりますので、令和5年4月の開校であれば、その負担金をいただけるという見込みでございます。

それともう一点、今回の土地の取得にも当たりまして、起債の方を考えておるんですけども、そちらの起債が令和2年度までの起債で大変有利なものになっておりますので、できればそちらのほうを利用して購入のほうをさせていただきたいというふうに考えたところでございます。以上でございます。

◎福井輝夫委員長  
上村委員。

○上村和生委員

わかりました。その辺の期限も迫るとということもあって今回そういう判断をされたということかというふうに思います。この何ていうんですか、この平地だけを購入したいということも考えて進んどった、こちらとしては。山林もということになったわけですから、購入費用ということでは若干膨れ上がるとののかなというふうに思います。そんな中でですね、今後造成工事なり、また建築工事等々が始まってくると思うんですけども。そんな中で、やっぱりその辺で抑えていく部分を抑えていかないかんと思うし、もちろんそんな安いものと言ったら失礼ですけども、きっちりとした学校は作ってかないかんと思いますけども、抑えられる部分については抑えていく必要があるというふうに思いますので、その辺どのように考えられとんのかちょっと教えてください。

◎福井輝夫委員長  
学校統合推進室長。

●丸山学校統合推進室長

今回小学校と中学校を同時に整備するというところでございますので、そこら辺のメリットを生かすためにもですね、当然児童生徒に与える影響も考慮しながら、共用できる部分は共用できるような施設を建てるということで、経費の抑制に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

◎福井輝夫委員長  
上村委員。

○上村和生委員

わかりました。またですね、今まだ設計も何もできてない状況で、またその辺の状況をどんだけ削減できたんかを示せていうことにはならんのかわかりませんが、またそ

の都度ですね、そのようなところを報告いただければと思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

◎福井輝夫委員長

ほかに御意見、御発言ないですか。  
野崎委員。

○野崎隆太委員

ちょっと数点だけお聞かせください。まず1点目なんですけども、少し本会議でもこの話は聞かせていただきましたけども、前回の会議のときにですね、民間比較は結局するのさせえへんのかとかいうか、民間比較をしてないかっていう話で、するべきじゃないかとかいうような話をさせていただきました。その後、民間の学校が平米いくらで建ってるかということで、保育園もそうですけども平米いくらで建っているかとか、そういった調査のほうはしていただきましたでしょうか。

◎福井輝夫委員長

学校統合推進室長。

●丸山学校統合推進室長

民間の私立の学校の建設費ということでございますけども、なかなか公開をされていないところが多くて、調査のほうを進めておりますが、まだ数のほうは少ない状況でございます。以上でございます。

◎福井輝夫委員長

こども課長。

●堀川こども課長

保育所整備のほうにつきましても、民間での設計、建設というところのほうは確認のほうをしております。それと同時にですね、他の自治体の公立園のほうのどういうふうな形でしてあるかというところも確認の方をとっておるところです。以上でございます。

◎福井輝夫委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

確認をとってるということで、今返事を待ってるということでよろしいですか。

◎福井輝夫委員長

こども課長。

●堀川こども課長

今資料のほうを整えておるところでございます。以上でございます。

◎福井輝夫委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

わかりました。先ほどその私立の学校の話もありましたけども、恐らく多くの教育機関はですね、補助金とかの申請をされるときに事業計画出すと思いますので、資料が入手が難しいというのは、補助金から算出することができるんじゃないかなと思っております。それが全体の事業費なのか建築費だけなのかは別として、当然それは伊勢でも同じようなケースはあるでしょうし、伊勢には私立の小中学校はないですけども、よその実際に聞いたら恐らくそれは過去の資料からある程度はわかるんじゃないかなと私個人的には思っております。なのでそのあたりをもう少ししっかり資料詰めていただければなと思うんですけども。

もう一点ですね、これ前回の会議のときに委員のどちらかといえば多くが金額に関しては高い、55億円と8億円という総事業費は高いというような意見が多かったように思うんですけども、総事業費に関して御答弁を修正するとか、そういったことは今この場で何かお話をいただけることはありますでしょうか。

◎福井輝夫委員長

学校統合推進室長。

●丸山学校統合推進室長

現状では、まだこれから設計等を進めていく段階でございますので、そこらへんの訂正等は検討しておりません。以上でございます。

◎福井輝夫委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

全くここでの議論を理解していないのかもしれませんが、設計がどうのこうのという話ではなくて、結果これだけかかりましたという話じゃなしに、これ以内に抑えなさいっていう話をするべきじゃないかというのがここの中の議論だと僕は思ってるんですけども。それはなぜなら高いから。だから設計の結果、結局同じ金額がかかるという話じゃなくて、この場所に対してこれぐらいの金額までに抑えるべきじゃないかというような話が、どちらかというところでした議論だと僕は思ってるんですけども。これは、設計の結果かかったから仕方がないという形になってくるのか、それともそういう議論もありましたので、全体を通して50億円以上の費用がかかるような設計のほうを見直させますと

いう話なのか、どっちかっていう話だと思うんですわ。

今、設計の結果、総事業費どおりの金額がでてきたらそれは仕方ないって話なのか、それともそれよりも高い金額の設計は認めないという形で、幾らかの金額ですね、この間の答弁を修正されて話をされるのかどちらかをちょっと教えてください。

◎福井輝夫委員長

学校統合推進室長。

●丸山学校統合推進室長

これからですね、設計をしていくに当たって当然、業者のほうにはどれぐらいの金額でというようなこともあるかと思えますけども、今のところ前回示させていただいた金額からですね、少しでも削減できるように努力をしていきたいと考えてますので御理解をお願いいたします。

◎福井輝夫委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

御理解じゃなくて答弁になってないと思うんですけども。僕が聞いているのは金額の修正をされるのか、それとも設計の結果出てきた金額で仕方がないという話をされるのか、僕が理解する必要があるんじゃないしにどう考えとるのかって話ですわ。御理解をいただきますよんっていう、こちらに理解を求めるじゃないしにそちらがどう考えてるのかと聞いているので。設計の結果出てきたから仕方がないという話なのか、それとも委員会であれだけ高いって話があったので、事業費に関しては見直しをするって話をするのか、どちらかということを知っているのもう一度御答弁いただけますか。

◎福井輝夫委員長

学校統合推進室長。

●丸山学校統合推進室長

事業費につきましては、極力削減をしていく方向で検討してまいりたいと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。

◎福井輝夫委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

何度も同じ答弁をされると話が進まないんですけども、極力削減をなんていう話は正直言うと聞いておりませんので、出てきた結果その金額で仕方ないという話でいいってことですね。金額そのものの見直しをするって話を今ここでするんじゃないくて、出

てきた金額、結果削減努力をしたけども、したけども結局削減できなかつたらそれはそれで仕方がないということによろしいですか。

◎福井輝夫委員長  
事務部長。

●大西事務部長

はい、先ほど上村委員様のほうからも御質問ございました。現在、示させていただいてます総事業費でございますが、用地ですね、こちらの取得が済みましたら設計のほうへ取りかからしてもらうんですが、そのときにですね、共有できるものもしくは建設費が大きくなるかと思っておりますので、その削減に向けてですね、設計のほうに入るときにもですね、設計担当であったり、また設計士の方決まっておればその方とも相談させていただき、なるべく経費が下がるような方法で考えてまいりたいと思っております。ですので、今、以下ということは申し上げられないという状況でございます。

◎福井輝夫委員長  
野崎委員。

○野崎隆太委員

もうこれ以上言っても多分堂々巡りなんで、正直な話、何で今手を挙げられたのかわからない話で、言ってる発言も全く一緒なので、何のために今喋ったのか正直言うとちょっと理解ができませんね、今御答弁、何でいただいたのか。

金額が高いという話をしてて、もう少し下げたほうがいいんじゃないかと話になれば具体的にいくら以内に抑えたいとか、具体的にもう少し下げるとかいう話をするべきじゃないかと。結果出てきたからその設計の費用はもう一回設計するののかという話になりますし、そのあたりをちょっともう少しここでの議論の意味を理解するべきじゃないかなと思っております。

もう一点教えてください。前回ですね、久保委員のほうから評価額の話もありましたけども、これ、元々の所有者からの提示価格っていうのはいくらだったのかをちょっと教えていただきますでしょうか。

◎福井輝夫委員長  
学校統合推進室長。

●丸山学校統合推進室長

元の所有者さんにつきましては不動産業も営んでおりますことから、その物ずばりの金額を申し上げることは控えさせていただきたいと思っております。

◎福井輝夫委員長  
野崎委員。

○野崎隆太委員

でしたら、幾らぐらい担当課の御努力によって金額が下がったかっていうのもここではわからないということでもよろしいですか。

◎福井輝夫委員長

学校統合推進室長。

●丸山学校統合推進室長

細かい数字につきましては控えさせていただきたいんですが、億単位で下げたというところでございます。以上でございます。

◎福井輝夫委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

わかりました。億単位が、これ以上言っても多分出てこないと思うんですけども。1億なのか5億なのかで全然違いますので、億単位といいましてもそうかっとは言えないんですけども。ちょっとそれはここでは答弁が先方があるので差し控えると、言えないという話でもよろしいですね。わかりました。

◎福井輝夫委員長

よろしいですか。

○野崎隆太委員

はい。

◎福井輝夫委員長

今いろいろ意見もございしますが、この学校についてはですね…。

すみません、他に御発言ないですか。

はい、中山委員。

○中山裕司委員

時間ええんかな。

◎福井輝夫委員長

もし長くなるようであれば、休憩に入りますけど。

○中山裕司委員

長くなる。

◎福井輝夫委員長

そうですか。そしたら、暫時休憩します。11時15分まで休憩します。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時14分

◎福井輝夫委員長

それでは、休憩を解いて再開いたします。

野崎委員。

○野崎隆太委員

修正があるんですけどもいいですか。

◎福井輝夫委員長

ただいまの中でですね、野崎委員のほうから修正をしたいということがございましたので発言を許可します。

はい、野崎委員。

○野崎隆太委員

先ほどの僕の質疑の中でですね、伊勢市内の私立の小中学校の話をしましたけども、1校私立の中学校、皇學館中学校がございましたので、その点だけ訂正させていただきます。大変申しわけございませんでした。

◎福井輝夫委員長

それでは引き続き、審査に入ります。

ほかに御発言ございましたらお願いいたします。

はい、中山委員。

○中山裕司委員

まず今回の土地の物件取引はどういう取引なんか、現況取引なんかどうなんか。

◎福井輝夫委員長

学校統合推進室長。

●丸山学校統合推進室長

現況でございます。

◎福井輝夫委員長

中山委員。

○中山裕司委員

特に今回の物件については、先ほど話がちょっと出ておりましたけれども、あの周辺のあの土地を三交から買い入れる前の所有者からの話を聞いたことがあるんですが、ああいう地形をしている、あっこは谷だったものですから、いろんなものが投棄をされとるということを聞いたことがあるんですが、そういうようなことの調査なり危険性というのは十分されとるかどうか。

◎福井輝夫委員長

学校統合推進室長。

●丸山学校統合推進室長

今回、購入するところにつきましては山林部分と、あと平地の部分につきましては山を切り開いたところがございますので、そういった谷の部分には当たってないかという理解をしております。以上でございます。

◎福井輝夫委員長

中山委員。

○中山裕司委員

谷の部分、平地の部分は今の話、削ったから平地になったわけでしょう。谷の部分は今の話、よくその投棄をして埋立地、不法投棄というのが昔あったんですよ。そういう場所であったということを知っておるんやけども、後からそういうようなことが出てこないという、使う使わんは別としてもそういうようなことは調査をしておるかどうか。現況取引だとあるならば余計のことでは、現況取引だったら。

◎福井輝夫委員長

学校統合推進室長。

●丸山学校統合推進室長

私ども購入する横にはですね、昔二見町の投棄場があったということは認識をしておりますが、申しわけございません、今回購入するところについて、そういった調査はしてありません。

◎福井輝夫委員長

中山委員。

○中山裕司委員

そうすると、その今回の建築に関するあれというのは、平地だけで山林部分は全然該当させないと、こういうことなんですか。

◎福井輝夫委員長

学校統合推進室長。

●丸山学校統合推進室長

これから設計を進めていく中で、以前にも御説明をさせていただいたところですが、用地が不足する場合には山林のほうも削るということも、ほかの工法と合わせて考えるということもお答えさせていただいておりますので、全く山の部分を使用しないということは今のところ確定はしておりませんが、主に建築をしていく部分については平地部分になると考えております。以上でございます。

◎福井輝夫委員長

中山委員。

○中山裕司委員

あなた方の説明というのが非常にきちっとした答弁ではない。さっきのところでおりましたけれども、答弁がですね、やっぱりその設計をしていく中でどう考えていくとか、今言ったように平地で使わない部分は山林部分も使いますよ、全くその今の今回の二見小学校、それから中学校、今一色小学校、保育所、これをどういうふうにしていくかというような、少なくとも今の段階でもそういうようなビジョンがなければいかんでしょう、ビジョンが。あなた方の説明を聞いておると、それは平地を使う部分がなくなってきたら山を崩しますよ、山林の使用もいたしますよと。それはどういう状況の中でそういうようなあれが出てくるんですか。

◎福井輝夫委員長

学校統合推進室長。

●丸山学校統合推進室長

設計を進めていく中ですね、校舎の配置でありますとか大きさ等をですね、これから決定してまいるわけですけども、そういうのを配置していく中で、どうしてもこう十分な広さ等取れないという場合には、何らかの措置をとらないかんというふうに考えております。

◎福井輝夫委員長

中山委員。

○中山裕司委員

そうしますとね、話を聞いておると、あなた方の答弁でいきますと土地の取得を済ませて設計に入りますよと、そうすると全て設計っていうことは、先ほどの答弁の中でもあなたは設計によってどうのこうの変わりますよとか、設計っていう言葉がよく出てきまし

たけれども、設計によって今回のこの二見の小学校、中学校、保育所、これ大きく変更してくるというか、今も全くそういうふうにとということも全くないわけですから、設計していく中でどうしていくかということは全く今の話やけども、現状でもそのつかんでおらないと、こういうことになると思うんですが、どうですか。

◎福井輝夫委員長

学校統合推進室長。

●丸山学校統合推進室長

移転時期の児童数でありますとか、生徒数に合わせて必要な教室でありますとか、広さというのはある程度つかんでおりますので、それに合わせた形で設計のほうを進めていくというふうに考えております。

◎福井輝夫委員長

中山委員。

○中山裕司委員

当然、今のそれはきちっとした生徒数がこんだけでこういう施設が、教室が必要であってこうです、全体面積はこうですよというのは今の段階では理解できますよ、これは。それに基づいて設計をしていくと思うと、相当今の設計の段階でやっぱり施工業者である教育委員会、伊勢市がやっぱり相当その設計業者に対する助言をしていくという形に、今回は特殊な状況だと思うんで、相当やっぱりその助言をしていくというような形にならざるを得んと思うんですが、その点どうなんですか。

◎福井輝夫委員長

建築住宅課副参事。

●宮瀬建築住宅課副参事

先ほども、お答えさせていただきましたけれども、十分設計業者とも打ち合わせを重ねてですね、最良の形をつくっていきたいと考えております。以上です。

◎福井輝夫委員長

中山委員。

○中山裕司委員

そんな抽象的な答弁っていうのはあまり意味がないんで、もっと具体的にどうなんかというようなことを、また本来的に尋ねておるんだから、もっと具体的に答弁もらわんと困るんやけれども。

それとしても、話元へ戻しますけれども、この物件そのものが三交から見ますとね、これ傷物物件なんですよね。傷物物件であるということをおなた方は認識されております

か、その交渉の中で。

◎福井輝夫委員長  
学校統合推進室長。

●丸山学校統合推進室長  
申しわけございません、傷物物件というのを私ちょっと理解できませんのですが、通常の物件であると認識をいたしております。

◎福井輝夫委員長  
中山委員。

○中山裕司委員  
不動産というものはそうでしょう。少なくともこんだけの面積であるとしたら、少なくとも80%から最低でも70%ぐらいはやっぱり全体の土地から見たら使用できる土地がなければ、私はやっぱり正規の物件だとは言えないと思うんですよ。これ今回の買い入れるというのは、平地の土地よりも山林のほうが多いんでしょう、これ。使える物件よりも使われない物件のほうが多いんですよ、そしたらこれ傷物じゃないですか、これがつまり傷物というんですよ。そういうようなことをわかっとして、今の話やけども、取引の交渉をあなた方してきておるわけですよ、これ。こないだから出てきておる資料を見ると、これ。それから今、鑑定評価どこがやりました、これ。

◎福井輝夫委員長  
どなたですか。  
暫時休憩します。

休憩 午前11時25分  
再開 午前11時26分

◎福井輝夫委員長  
休憩を閉じ再開いたします。  
学校統合推進室長。

●丸山学校統合推進室長  
申し訳ございません。榊田不動産鑑定所様でございます。

○中山裕司委員  
住所は。

●丸山学校統合推進室長

津市白塚町3572番地1でございます。

◎福井輝夫委員長

中山委員。

○中山裕司委員

これなぜこういうこと聞くかっていうと、その今言いました梶田っていう鑑定評価所というのはもうこんなこと言うとかあれやけども、三交不動産のお抱えの不動産鑑定士であるということ、これはもう判然としておるけれども。

これはね、あの山林の評価を平米1,000円、坪単価っていうのは3,300円でしょ。あの山林のままやったらよう買わんと思えますけども。にしてもあの山林が4万7,770平米、あんた自身の問題やったら買えますか、それ。何でそれを言いたいかといいますと、あなた方こないだ私からも申し上げたように、自分の懐から出す、自分の財布から出す金やないからということ、これを私は申し上げたいんですよ。

だから先ほどどんだけの利益がありましたかっていうたら1億ぐらい。もっとあったかもわからんですよ。それは、あなた方の努力やないんですよ、元々その価格でなくて、それ以下の価格であるということなんや、これが。だから、完全に今回の取引に対する交渉の背景を三交側に完全に足元を見られとるということなんです、今までやってきたことの。市は喉から手が出るほど欲しい、これわかっどるわけで三交は。だからこんだけの金額出してもいいやろと、それでもって今の話やないけど、交渉を進めてきたと。そんな誰でも交渉の話が成立させることができますよ、そんなことやったら。

私が言いたいのは、先ほども言ったように何でもかんでも今の話やけども、自分のところから、自分の懐から、自分の財布から金を出すという感覚はあるんかないんかということをお願いとるんで。それであるならば、こんな単価で交渉を進めてきて締結しましたということは、手柄にもならんこれは。

時間長くなるでもうやめとくけれども、元の三交が現在のここの土地を取得した、こちら側と違いますよ、あんだけ広いとこの光の街の。今のところなんか買収価格の金額の中に入ってなかったんですよ、これ。そういうものを平米1,000円で買うっていうのは、伊勢市は金持ちだから買えると思うんやけれども、とてもやないけど普通やったらこういうような物件はそんな平米1,000円では買えるもんじゃないですよ。

だから、もう喉から手出とるほど伊勢市は欲しいということを見抜かれとると。そういう中での交渉だったということ。だからこういう高いものを買わざるを得んと。こういうことになるんで、だから私はこんな高い買い物をするという事についてはいかがなものかと思う。こんなばかな、使えるところが半分以下で、使えんところが半分以上の土地なんていうのは、それを買いますと。それも今の、ただ同然の金額やったらいいけども、平米1,000円も出してですよ、そやで全然話にもならんと私は思う。感想だけ聞いておきます。

◎福井輝夫委員長

はい、どなたか感想ということですので。  
事務部長。

●大西事務部長

すみません、私ども交渉に当たりましては先にも説明させていただきましたが、鑑定士による鑑定評価ということを基準に交渉してまいりましたので、御理解いただきたいと思います。

◎福井輝夫委員長

中山委員。

○中山裕司委員

あんた、鑑定評価だけやったんか、その基準にしたんは。

◎福井輝夫委員長

事務部長。

●大西事務部長

はい、鑑定評価を元に交渉をしてまいりました。

◎福井輝夫委員長

中山委員。

○中山裕司委員

不動産の取引は鑑定評価だけやないでしょう。土性評価もでてくるでしょう。直近の売買された事例、金額も出てくるでしょう。そういうものを総合的にしてその売買物件の単価は幾らだと、こうなるわけでしょう。鑑定評価だけやないですよ。1番近いところで取引した金額、そして税務署が持つとる路線価格。こういうものを全部総合的にして、この土地はいくらと。こういう総合的な単価が価格が出てくる。あなた、鑑定価格だけでいいんですか、これ。

◎福井輝夫委員長

学校統合推進室長。

●丸山学校統合推進室長

委員仰せのとおりですね、土地の価格につきましてはおっしゃったような価格を総合的に判断して出すもんだということで、今回の価格に関しましても直近の実績価格でありますとか路線価、そういったものを参考にして算出されたものでございます。以上でございます。

◎福井輝夫委員長

中山委員。

○中山裕司委員

今の山林平米1,000円ということは、直近の売買事例にはあったんですか、それは。

◎福井輝夫委員長

暫時休憩します。

休憩 午前11時33分

再開 午前11時35分

◎福井輝夫委員長

休憩を閉じ再開いたします。

中山委員。

○中山裕司委員

いろいろと申し上げてきたこと、なぜこういうことを私は申し上げてきたかというのは、先ほど言いましたように、皆さんが本当に自分の懐から財布から金を出すという、そういう感覚でね、特に不動産の取得なんていうのはそういうやっぱり、向こうは今の話しやけども、あなたら素人ですよ、向こうは不動産屋なんですよ、専門業者なんですよ。どんだだけでも今の話やないけども、取引に関することについてはプロなんですよ。そういうものを相手にしとってね、そんなもんこんな金額出できて当たり前です、これは。

それで申し上げたかったんは、だから、やっぱり自分のことのようにと私は前も申し上げたけども、自分のことのように考えて交渉に当たらんと、何でもいいわ、金は出しますわであるならば、これどんなものでも買えますよ。だから皆先ほど言われとるように、どんだけ縮減させていくかと、金額をどんだけ絞っていくか、どんだけ安く上げていくかと。

これはね、やっぱりこの小中学校の統廃合は、私は必ずもう早い時期に見直さなければならん。こんなことしとったら伊勢市の財政ももうもたないし、どんどんどんどんこういうことをしていけば、後からできることは前よりできたものよりももっといいものをつくってくれというのは人間の情なんですよ。だから桜浜ができて今度こちらができる。当然桜浜と比較しますから、それ以下のものはできない。だからそういうようなこととか、バス通学とかいろんなことも問題があります。既設の学校でそんな3キロ近くの距離のところも歩いて通っている子供たちが、現実に既設の学校の中にもあるわけですよ。あなた達は統合をやりたいがために、それを成就させたいために、住民から出てくる要求を何でもかんでもに近いような形であれしとる。だからそういうようなことで、どんどんそういうことで金がかかってきますよ、これは。だから1日も早くやっぱりこの議会としてもこの統廃合の問題についてはきちっと。

だからそういうようなことを早く感じられたんが、この統合の問題を提起された宮崎前教育長がこれではいかんということで、ここで一時立ち止まって、今の統廃合を考えようということで、第1回修正があったということなんで、早急に第2回目の統廃合のどうするかということ立ち止まって考えていかなければならんと、こういうようなことがどんどん後から出てきますよ。皆さん方は努力しとることは大変だと思いますよ、それをどうのこうのとは言わん。だけれどもあなた方は担当部署におられる人間としてはやりたいがゆえに、何とか今の話やけども、そういうようなことを成就したいがために、相手方のいろんな難しい難問にもやっぱ答えていかなきゃならんと。そういうようなことがあるんでね、そういうことも含めて申し上げたんで、今回の対三交の交渉というものがそういうようなことを、これは言うていいかどうかわかりませんが、やめときますけども、三交内部では有名な話になってます。はい、ありがとう。

◎福井輝夫委員長

よろしいですか。

ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

他に発言もないようですので、以上で議案第75号の審査を終わります。

続いて、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

ないようですので以上で討論を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午前11時41分

再開 午前11時41分

◎福井輝夫委員長

それでは、休憩を解き再開いたします。

お諮りいたします。「議案第75号 市有財産の取得について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

以上で、付託案件の審査はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。委員長報告文の作成については、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御異議なしと認めます。

そのように、決定いたしました。

以上で、御審査いただきます案件の審査は終わりましたので、これをもちまして教育  
民生委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。御苦勞様でございました。

閉会 午前11時42分

上記署名する。

令和元年12月13日

委員長

委員

委員